

第7期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護
保険事業計画」の枠組み（イメージ図）
（案）

平成29年3月

大阪市 福祉局 高齢福祉課
介護保険課
高齢施設課

第7期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の枠組み(イメージ図)(案)

計画期間 平成30年度～32年度

【高齢者を取り巻く現状】

(高齢化の現状)

- ・推計人口 平成27年 高齢者人口 668,698人(高齢化率 25.3%)
(前回計画策定時 平成26年 24.9%)
- ・国勢調査 平成27年 ひとり暮らし高齢者 42.4%
高齢者夫婦世帯 24.6%
- ・認知症高齢者 平成28年4月末 68,554人
(前回計画策定時 平成26年 63,145人)

(高齢者実態調査)

- ・高齢者及びその家族の実態等の把握のため、高齢者本人、その家族、介護支援専門員、高齢者施設を対象に、調査を実施(平成28年7月実施)。

(全国的な動向・背景)

- ・大阪府保健医療計画(平成25年度～29年度)
- ・「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」(平成25年3月)
- ・「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」(平成27年1月)
- ・「高齢者の地域におけるリハビリテーションの新たな在り方検討会」(平成27年3月)
- ・社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成28年12月)
- ・「第7期介護保険事業(支援)計画の策定に向けて」(全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料)(平成29年3月)

【高齢者施策推進の基本的な考え方】

- ・高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現を目指す
- ・高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を目指す

基本方針

- (1)健康でいきいきとした豊かな生活の実現
- (2)個々人の意思を尊重した生活の実現
- (3)安全で快適な生活環境の実現
- (4)利用者本位のサービス提供の実現

【現行計画(H27～29)における重点的な課題と取組み】

1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の構築

(1)在宅医療・介護連携の推進

- ・在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、地域の医療・介護関係者が課題や情報を共有するなど、多職種が円滑に連携できる取組みを推進
- ・在宅医療と介護サービスが切れ目なく適切に提供される医療提供体制の構築
- ・在宅医療に取り組む人材の確保や育成のための研修の実施や、在宅医療の機能や役割に関する普及啓発の実施

(2)地域包括支援センターの運営の充実

- ・地域支援事業の円滑な推進のため、地域包括支援センターの運営の充実を図る
- ・機能強化型の設置や、基幹的な役割の位置づけなど、センター間の役割分担・連携強化のあり方を検討
- ・地域ケア会議から見えてきた課題について、大阪市の政策形成につなげる

(3)地域における見守り施策の推進

- ・地域による見守り・支え合い等の取組みを一層推進するとともに、地域の福祉課題の解決に向けた活動の一層の活性化を図る
- ・孤立死防止のための取組みとして、ライフライン事業者等との連携協定を推進

2 認知症高齢者支援と高齢者の権利擁護施策の推進

(1)認知症の方への支援

- ・認知症初期集中支援チームの全市展開に向けた検討、認知症地域支援推進員の配置等、認知症施策を推進
- ・認知症の方を支える専門職等に対する研修として、医療職向け、介護従事者向け、多職種が協働する研修の実施
- ・認知症サポーターの養成目標を16万人とし、認知症にかかる知識等の市民啓発、家族支援等の取組みを推進
- ・弘済院における専門的医療・介護の提供に努める

(2)権利擁護施策の推進

- ・虐待防止連絡会議において関係機関との情報共有に努め、身近な地域での虐待の発生予防、早期対応、見守り等の取組みを推進
- ・介護サービス事業所の従事者に対する虐待防止の啓発、研修等の取組みを推進
- ・あんしんさぼーと事業の円滑な事業運営に努めるとともに、市民後見人の養成など成年後見制度の普及の取組みを推進

3 介護予防の充実、市民による自主的活動への支援

(1)介護予防・健康づくり

- ・従来的一次予防、二次予防を区別せずに、住民による通いの場等を充実させ、すべての高齢者を対象とする事業の創出に努める
- ・社会参加、地域貢献活動を通じ、高齢者自身の介護予防を図ることを支援する事業を実施
- ・健康寿命の延伸のため、健康教育の実施、生活習慣病予防のための健康診査の受診率の向上のための取組みを推進

(2)地域活動への参画支援と高齢者の生きがいづくり

- ・高齢者が地域活動に参画するための地域デビューの支援、ボランティア・NPO活動等への参画を促進
- ・生きがいづくりのため、高齢者の生涯学習、生涯スポーツの振興を推進するとともに、就労意欲のある高齢者の活動を支援

- ・地域における高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進のため、老人クラブや老人福祉センター等における自主的活動を推進

(3)ボランティア・NPO等の市民活動支援

- ・ボランティア・NPO等の市民活動に対する支援、ボランティア等の活動に関する情報発信や相談業務を実施
- ・ボランティア活動を始めとする高齢者の社会参加活動が一層幅広く展開できるよう、生涯学習における指導者層の充実に努める

4 地域包括ケアに向けたサービスの充実

(1)新しい総合事業等によるサービスの多様化

- ・介護予防訪問介護・通所介護について、国のガイドラインに基づきサービスの多様化を検討し、要支援者・サービス事業対象者が安心してサービスを利用できるよう、既存のサービスに加えて、NPO・民間企業・ボランティアなど地域の多様な主体の活用を推進
- ・「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の設置を通じて、多様な主体によるサービスの創出に努める

(2)介護給付等対象サービスの充実

- ・重度な要介護状態になっても在宅生活が可能となるよう、居宅サービスや地域密着型サービスなどの充実に努める

(3)介護サービスの質の向上と確保

- ・高齢者が安心してサービスを選択できるよう事業者情報の公表、介護サービスの適正化、事業者への指導・助言に努める
- ・利用者に適切なサービスが提供されるよう、ケアマネジメントの質の向上に努める
- ・認定の基礎となる認定調査が公平・公正に行われるようにし、公平・公正な要介護認定に努める

(4)在宅支援のための福祉サービスの充実

- ・ひとり暮らし高齢者等の生活支援、家族介護者への支援のため、ニーズに応じた在宅福祉のサービスの充実に努める

5 高齢者の多様な住まい方の支援

(1)多様な住まい方の支援

- ・民間住宅への入居の円滑化などの住宅施策の推進、施設等の整備推進や充実を図り、多様な居住形態・サービスの確保に努める
- ・多様な住まい方を選択できるよう関係団体と協力し、情報提供サービスを実施

(2)高齢者の居住安定に向けた支援

- ・市営住宅の高齢化対応設計やバリアフリー化の推進を行うとともに、高齢化が進む市営住宅の活性化につながる事業を推進
- ・「大阪あんしん賃貸支援事業」を実施するなど、関係団体と連携し、高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援

(3)施設・居住系サービスの推進

- ・個々の高齢者のニーズに合ったサービスの提供に努めながら、施設サービスを必要とする人のために施設整備を推進
- ・高齢者用賃貸住宅等の住まいについて、居住者に対する適切な介護保険サービスの提供確保の観点から、訪問事業者等に対して、引き続き実地指導に努める

(4)住まいに対する指導体制の確保

- ・適切な運営が行われるよう、介護保険法及び老人福祉法等に基づき定期的に指導を行う
- ・法的位置付けのない高齢者用賃貸住宅等の住まいについては、適切な介護サービスの提供確保の観点から、介護サービスを提供している訪問介護事業者等に対して、引き続き実地指導を行う

【整合性を図る他の計画】

計画の策定にあたっては、本市の各種計画との整合性を保ったものとする

- ・大阪市地域福祉基本計画
- ・大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画
- ・大阪府保健医療計画(大阪市医療圏)
- ・大阪市健康増進計画「すこやか大阪21(第2次)」
- ・大阪市外国籍住民施策基本方針
- ・大阪市男女共同参画基本計画(改訂)
 - 大阪市男女きらめき計画 -
- ・生涯学習大阪計画
- ・大阪市生涯スポーツ振興計画
- ・第2次大阪市食育推進計画
- ・大阪市地域防災計画 etc.

【次期計画(H30～32)における重点的な課題と取組み】

【地域包括ケアシステムの深化・推進】

2025年を見据えて、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしており、今後、高齢化が進んでいく中において、この理念を堅持し、地域包括ケアシステムをより深化・推進するために、必要な施策を進める。

1. 高齢者の地域包括ケアの推進体制の構築
 - 在宅医療・介護連携の推進
 - 地域包括支援センターの運営の充実
 - 地域における見守り施策の推進
 2. 認知症の方への支援と高齢者支援と権利擁護施策の推進
 - 認知症の方への支援
 - 権利擁護施策の推進
 3. 介護予防の充実、市民による自主的活動への支援
 - 介護予防・健康づくり
 - 地域活動への参画支援と高齢者の生きがいづくり
 - ボランティア・NPO等の市民活動支援
 4. 地域包括ケアに向けたサービスの充実
 - 新しい総合事業等によるサービスの多様化
 - 介護給付等対象サービスの充実
 - 介護サービスの質の向上と確保
 - 在宅支援のための福祉サービスの充実
 5. 高齢者の多様な住まい方の支援
 - 多様な住まい方の支援
 - 高齢者の居住の安定に向けた支援
 - 施設・居住系サービスの推進
 - 住まいに対する指導体制の確保
- 第6期計画を継承し、基本的には上記1～5の枠組みとしているが、国から資料が出た時点で修正を行う

【国の動向(介護保険制度の見直しに関する意見)】

地域包括ケアシステムの深化・推進

【自立支援・介護予防に向けた取組みの推進】

- ・地域支援事業の推進
- ・介護予防の推進
- ・認知症施策の推進
- ・保険者等による地域分析と対応

【在宅医療・介護連携の推進】

- ・地域の医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施策立案に至る方法を国が具体化

【基盤整備等】

- ・地域共生社会の実現の推進
- ・介護人材の確保

介護保険制度の持続可能性の確保

【利用者負担のあり方】

- ・利用者負担割合・高額介護サービス費について、負担能力に応じた負担へ見直し

【給付のあり方】

- ・各種給付の総合事業への移行は、介護予防訪問介護等の移行の状況等の把握・検証を行ったうえで検討
- ・すべての福祉用具貸与の全国平均貸与価格を公表する仕組みを構築
- ・住宅改修の見積書類の様式を国が示す

【費用負担(総報酬制・調整交付金)】

- ・調整交付金について、現行の2区分から3区分に細分化

【その他の課題】

- ・要介護認定に係る更新認定有効期間を36か月に延長